

II 今後の医療の担い手としての医療法人を中心とする医療経営の在り方

1 質の高い効率的な医療提供体制の整備

- 厚生労働省が公表した「21世紀の医療提供の姿」においては、今後の我が国の医療の目指すべき姿として、「将来像のイメージ」を提示している。
- そこでは、「質の高い効率的な医療提供体制」の整備に向けて、
 - ・ 病院病床の機能分化は、公的病院と民間医療機関との役割分担
 - ・ 連携の在り方を踏まえつつ、各医療機関自身の選択により進められていくこと、急性期医療の効率化・重点化と質の向上、急性期病床以外の病床は、リハビリテーションや長期療養のための病床となるなどにより機能分化が進むこと、
 - ・ 病院の外来については、専門外来・特殊外来等への特化、他の病院・診療所との連携が普及していくこと、
 - ・ 診療所等については、他の病院等との連携の下、住民に最も身近な医療機関として、それぞれの特性に応じ患者に綿密な医療の提供拠点となること

等が挙げられているほか、患者の立場を尊重した医療を提供し、医療の質の向上を図り国民が安心できる医療提供の確保など基盤づくりを進めていくこととされている。

2 変革期における医療の担い手としての医療法人を中心とする医療経営のあるべき姿

- 我が国の医療提供体制は、国民皆保険制度の下で、医療法人が開設するものを中心とする民間医療機関等、数多くの開設者に支えられていることは、言うまでもない。
- 今後、質の高い効率的な医療提供体制の整備に向け、改革を進めるに当たって、前述のとおり病院や診療所の開設者としての医療法人に期待される役割は極めて大きい。その際、医療法人に改めて求められる使命としては、次の2つがあると考えられる。

ア 国民皆保険制度の下での医療提供の主体として、非営利性及び公益性を徹底するとともに、地域において政策的に必要性の高い医療を積極的に担うなどにより公益性を高め、国民の信頼を高めること

イ 医療を安定的に提供するための効率的で透明な経営を実現し、自ら改革を担うための活力を高めること

○ 本来、医療法人制度は医業の経営主体が、医業経営と家計を明確に分離し、医業の非営利性を損なうことなく、法人格を取得する途を開くことにより、①資金集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に継続性を付与し、もって私人による医療機関の経営困難を緩和するための特別の法人制度として、昭和25年の医療法改正で設けられたものである。

○ 当検討会では、今日の医療を取り巻く状況の下で、こうした医療法人制度について再点検し、新たな時代の医療法人制度を構築すべく、その改善のための方策について検討した。

さらに、こうした検討に関連し、医業の経営主体の幅を広げる観点から、病院経営に株式会社が参入すること自体を認めるべきかについて議論が及んだものの、積極的に参入を認めるべきとの論拠（エビデンス）は論証・確認するに至らず、病院経営に株式会社参入を認めるべきではないという意見がほとんどであった一方、まず、我が国内で、地域医療体制に影響の及ばない範囲で、限定的に株式会社参入について試行を行うべきとの意見も一部あった。

○ このように、当検討会としては、現段階において病院経営に株式会社参入を認めるべきとの結論には至らなかった。この点に関しては、政府の構造改革特区推進本部において決定がなされたところであり、これを受けて政府が更に検討を深めるものと考えるが、医療法人制度の改善を図るに当たっては、非営利性の原則を維持し、配当禁止の徹底等を図りつつ、株式会社参入論において議論されている論点、すなわち資金調達が多様化、徹底した顧客ニーズの把握による顧客サービスの向上等の顧客満足度の向上、消費者の選択肢の拡大、必要な人材の投入、経営マインドを発揮した効率的経営と優れた法人統治（ガバナンス）の確立、経営情報の開示などについて積極的に取り入れるべきことについて見解の一致をみた。こうした

観点から、医療法人を中心とした医業経営改革の具体的方向として、
Ⅲのとおり提言する。

Ⅲ 医療法人を中心とする医業経営改革の具体的方向

1 非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保

- 医療法人については、昭和25年の制度創設時から、剰余金の配当禁止が罰則を伴い法定されている。国民皆保険制度が定着した今日において、この規定が一層遵守されなければならない。
- この点に関し、様々な手段を通じて事実上の配当は行いうること、病院の内部留保を通じた個人財産の蓄積や解散時の残余財産の分配は可能であること、さらには、営利法人によって事実上、医療法人の経営が支配されている事例が存在することなどをもって、医療法人制度における「非営利性」が形骸化しているとする意見がある。
- 医療法人制度は、前述のとおり、非営利性を担保しながら、医療の永続性・継続性を確保することを目的とした制度である。これらの問題点は、主に社団医療法人における「持分」に起因するものであることから、特に病院を開設する医療法人を念頭に、持分の定めのない法人へ移行し、「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図ることを将来的方向とし、以下のような非営利性・公益性の徹底を図るための改革に着手するべきである。

(1) 特別医療法人制度・特定医療法人制度の普及

- 医療法人のうち、公的な運営を確保するための一定の要件を満たす法人類型として、租税特別措置法に基づき、法人税の軽減税率が適用されている特定医療法人制度のほか、医療法に基づき、経営安定化の観点から、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施できる特別医療法人制度がある。特別医療法人制度は、平成10年の第3次医療法改正時に創設されたものの、公益性の高い病床に係る規制、理事長等との同族関係者である職員に関する給与規制等によりその要件の達成が困難との指摘もあり、現在のところあまり普及していない。
- 今後は、医療の非営利性を徹底する趣旨から、特別医療法人や特

定医療法人について、既存の持分の定めのある社団医療法人が持分のない医療法人に移行するための機能を併せ有しているという観点を踏まえ、これらを普及していくことが必要であり、具体的には、次のような措置を講ずるべきである。

① 特別医療法人制度について

- 医療法人全般の公益性を高めるため、病院を経営する医療法人のみならず診療所であっても公益性の高い政策的な医療を提供しているものを経営する医療法人についても評価できるようにするという観点も踏まえながら、例えば関連税制上、特別医療法人としての評価を受けるために必要な公益性を損なわない範囲で、次に掲げるような措置を行う必要がある。

ア 特別医療法人の要件の緩和

- ・ 公益性の判断に際して緩和ケア病床など9種の特定の病床を含まなければならないこととされているが、これ以外にも、例えば、地域の救急医療体制に係る輪番制に参加しているもの、離島を始めとする過疎地域において診療所を経営するもの等、行政が政策として推進すべき医療として運営費補助金の対象となりうるものを参考に特別医療法人の対象となりうるものの範囲を広げること。
- ・ 社会保険診療報酬の収入に占める割合が8割を超えなければならないこととされているが、健康増進法の成立など予防医療等の重要性が増しており、健康づくり・疾病予防の推進が図られていることを踏まえ、一定の公的な枠組みの下で行われる健康診査に係る収入についても社会保険診療報酬に準じた取扱とすること。
- ・ 役職員の給与について、定額の上限規制に加えて、同種の職務内容及び年齢の役職員との比較した階層的な規制がなされているが、医療機関が柔軟な給与体系を構築し、優秀な医師や職員を採用できるよう、階層的な給与規制を廃止すること。

イ 収益業務規制の大幅な緩和

- ・ 収益業務としては、病院等の安定的運営等の観点から告示で定められている特定の業務に限定して認められているところであるが、特別医療法人については、公益性や安定性等の観点から厳格な規制がなされていることを踏まえ、医療機関として不適切な一定範囲の業務は格別として、極力幅広く認めることとすること

② 特定医療法人制度について

- 法人税について軽減税率が適用されている税制上の制度であることから、大幅な要件緩和は困難であるが、近年の療養環境改善のニーズ等を踏まえ、差額ベッドに関しては、一定の要件緩和を図る必要がある。

(2) 社団医療法人の持分について

- 永続性を旨とする医療法人制度にとって例外ともいえるべき解散などの場合において、持分の定めのある社団医療法人については、内部留保金が出資額に応じて分配されることがあることを事実上の利益配当と評価しうるかは、なお、議論の余地がある。他方、現実に、医療法人制度の創設以来50余年を経て、その出資持分に含まれる払戻請求権が高齢化した社員や、死亡した社員の相続人により行使されるようになったため、社員の世代交代に際して医療法人の存続そのものが脅かされる事態を招いていることは事実である。こうした問題に対処し、将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための1つの方策として、出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の制度化が必要であるとする意見があった。
- こうした主張については、特定医療法人、特別医療法人、一般の医療法人との相互関係（それぞれの法人類型の公益性の評価）や、「出資額のみで限定された払戻請求権」の意味・その及ぶ範囲、さらには、持分の払戻しに係る取扱を改める際、法人・社員双方について

税制面の措置を講ずることとしたときに、特別・特定医療法人との対比から、公益性の確保のため、どのような要件を設けるべきかといった論点を踏まえながら、財務、税務、会計を含めた関係者の理解を得るよう、その在り方について検討する必要がある。

(3) 非営利性の徹底

- 適切な医療提供を確保する趣旨からすれば、非営利性の原則に照らし、一部の不適切な実態は速やかに是正し、非営利性を徹底するための方策を講じることによって、国民に信頼される医療提供体制を確保すべきである。
- こうした観点から、これまでも、
 - ① さまざまな名目による事実上の剰余金配当の実施
 - ② 役員の派遣などの人的関係、出資などの資金関係などを通じた営利法人による医業経営支配等による営利的な医業経営の防止に向けて、通知等により考え方が示されるとともに、必要な指導が行われてきたところであるが、これを一層強化するため、具体的には、
 - ① 事実上の配当と見られる行為、営利法人による医療支配の排除に向けての指導状況の点検
 - ② こうした点検の結果を踏まえた営利性を排除するための医療法人に対する指導指針の策定
 - ③ 監事等を活用した医療法人等による内部点検
 - ④ 非営利性の観点から見て不適当な医療法人に対し、医療法に基づいて行う法人検査等の在り方の見直し等の措置を講じるべきである。
- なお、社団医療法人について、社員資格の喪失時の持分払戻及び解散時の残余財産の処分を払込済出資額に応じて行う点については事実上の配当に当たり、非営利性の観点から問題ではないかという意見があることを踏まえ、運用面を含めたモデル定款の見直しなど、出資額に応じた内部留保金の配分が行われないようにするための自主的な対応を促す方策を講ずるべきとの意見があった。